

役員等及び評議員報酬等支給規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道リハビリ（以下、「法人」という。）の定款第8条及び定款第22条各項の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬の支給基準及び報酬額、並びに費用弁償額を定めるものとする。また、社会福祉法第45条35で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、この法人の経理の状況その他の事情を考慮するとともに、個人情報に配慮したうえで、この規程を公表の対象とし、報酬の妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事（役員）、並びに会計監査人をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所として、原則、従業員に準じた勤務を行う者をいう。
- (3) 職員兼務理事とは、この法人の職員の身分を基本として常勤役員を兼務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として役員等が受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。なお、報酬等は、この法人の役員等としての職務遂行の対価に限られ、職員兼務理事の報酬等には、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬の支給基準

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、毎月1日から月末の分を翌月の15日に支給する。但し、就任の日がその月の初日以外の場合は日割り計算（その月の土日祝日を除く日を基礎として円未満切り上げ）にて支給する。
- 3 常勤役員の内、職員兼務理事の報酬は、職員給与と役員報酬を明確に区分して支給するものとする。
- 4 非常勤役員に対しては、理事会及び評議員会への出席を除き、個別の特別な業務が発生した都度、業務内容に応じて、定額を現金で支給する。
- 5 役員等の退任に当たっては、当該役員等の常勤・非常勤の区分と、任期に応じ退職慰労金を支給する。
- 6 特に功績が顕著な場合などに限り、理事会の決議により特別功労金を支給することができる。

(報酬等の支給基準及び報酬額の決定)

- 第4条 この法人の役員等に対する報酬支給基準は、常勤役員、非常勤役員、会計監査人、評議員を区分して支給基準を定めるものとする。また常勤役員の報酬額については、役位別に報酬額を定めるものとし、非常勤役員においては、業務内容により報酬額を区分して定める。
- 2 常勤役員の報酬月額は総額の上限額を定め、別表第1「常勤役員報酬月額総額基準」に明確にする。
 - 3 常勤役員役位別報酬月額は、民間事業者の役員報酬及び、この法人の従業員給与並びに経理状況等を考慮し月額の上限を定め、別表第2「常勤役員役位別報酬月額算出基準」①に、上限額を明確にする。
 - 4 役位別の報酬月額は、上限額の範囲内で役位の職責及び勤務実態を考慮し報酬月額を定め、「常勤役員役位別報酬月額算出基準」②に役位別の報酬月額を明確にする。
 - 5 非常勤役員に対する報酬支給基準は、別表第3「非常勤役員業務別報酬支給基準」に明確にする。
 - 6 役員に対する退任慰労金支給基準は、別表第4「役員退任慰労金支給基準」に明確にする。
 - (1) 退任慰労金は、役員として円満に勤務し、任期满了・辞任・死亡により退任した者に支給し、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
 - 7 会計監査人に対する報酬支給基準は、別表第5「会計監査人報酬支給基準」に明確にする。
 - 8 評議員に対する報酬は、定款第8条に基づき無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤役員への報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととし、支給日が金融機関の休業日と重なる場合は前営業日に支給する。
- 2 非常勤役員への報酬等は、業務遂行の都度、その業務に応じた報酬を遅滞なく現金で支給する。ただし本人の申し出がある場合は、指定金融機関に振り込むことにより支給することができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第3章 費用等

(通勤手当)

- 第6条 常勤役員には役員報酬とは別に、従業員の給与規程に準じた、通勤手当を支給する。

(費用)

- 第7条 役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 役員及び評議員が理事会・評議員会等の会議に出席する場合などの交通費については別表第6「費用」に明確にする。

第4章 公表

(公表)

第8条 この法人は、この規程を社会福祉法第59条2の1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第5章 改廃

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

第1条 この規程は、2017年（平成29年）7月1日から施行する。

2 2019年（令和 1年） 7月 1日 改定

第2条 2001年（平成13年）8月1日から施行した「社会福祉法人北海道リハビリー役員等報酬支給規程」は、この規程の施行に伴い、2017年（平成29年）6月30日をもって廃止する。

役員等及び評議員報酬等支給規程に基づく報酬額(別表関係概括)

■常勤役員(理事)の報酬月額総額 (別表第1関係)

常勤役員(理事長1名・常務理事1名・常勤理事1名)の報酬月額総額	1,750,000円以内
----------------------------------	--------------

■常勤役員役位別報酬月額上限額

常勤役員の報酬月額上限額	650,000円
--------------	----------

■非常勤役員(理事・監事)の業務別報酬 (別表第3関係)

①	監事の監査業務(監事監査計画に準拠する業務)及び行政監査等の立会	日額 10,000円(税抜後)
②	非常勤役員による個別アドバイザー業務及び入札立会等の業務	日額 10,000円(税抜後)

※①②ともに、業務執行時間が3時間/日を超えた場合に支給

■評議員の報酬 (第4条8)

評議員の報酬	無報酬
--------	-----

■常勤役員退任慰労金 (別表第4関係)

<p>常勤役員としての在任年数に退任時の報酬月額を乗じた額を支給する。なお、職員兼務理事が職員定年に達した時は、退職日をもって職員兼務理事としての在任年数に退職時の役員報酬月額を乗じた額を清算支給する。また、当該職員兼務理事が定年退職後、引き続き常勤役員として勤務した場合は、定年退職日の翌日を常勤役員退任慰労金の起算日とする。</p>
--

■非常勤役員退任慰労金 (別表第4関係)

<p>非常勤役員としての在任年数に 30,000円を乗じた額を支給する。</p>
--

■会計監査人の報酬月額等 (別表第5関係)

<p>会計監査人の報酬月額等は、定款第22条3項に従い、監事の過半数の同意を得て理事会が決定した額とし、支給方法等は契約に基づく。</p>	<p>2021年度監査に対する報酬月額は、275,000円(税込)</p>
---	---------------------------------------

■費用 (別表第6関係)

①	<p>理事及び監事並びに評議員が理事会・評議員会へ出席した場合や監査又は個別の特別な業務のために法人に赴いた場合などに支出する交通費は、距離及び交通手段の如何を問わず一律 8,000円とする。ただし、常勤役員の交通費は不支給とする。</p>
②	<p>業務の執行に関連して発生するその他の費用は、前払い可能なものを除き、原則、領収書と引き換えに現金で支給するものとする。</p>